



議案第二百二十七号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に關する条例の一部改正について

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に關する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年十二月二十八日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年拾月廿八日 原案可決

三朝町議會議長名越典由

三朝町条例第

号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三十五万五千元」を「三十七万八千元」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二条第三項の規定の適用については、当分の間、三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年三朝町条例第 号）附則第八項の規定の例により算出した額とする。